

令和7年12月5日（金）関市農業委員会総会

場所：関市役所 大会議室

令和7年12月5日（金曜日）午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
- (6) 議案第6号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

○出席委員（15名）

1番 安田 美雄 君	2番 河村 清孝 君	3番 丹羽 英治 君
4番 吉田 忠男 君	5番 和田 ひとみ 君	6番 鷓飼 秀樹 君
8番 後藤 信一 君	9番 尾口 文良 君	10番 松永 佳己 君
11番 足立 宜穂 君	12番 後藤 一夫 君	15番 池田 政吉 君
16番 長尾 始 君	17番 山田 達史 君	18番 日置 香 君

○欠席委員（4名）

7番 林 百恵 君	13番 亀山 良平 君	14番 森 種生 君
19番 田下 喜代 君		

○委員以外の出席者（5名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君  
農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君  
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君  
農林課主幹 渡邊 昌彦 君  
農林課主任主査 深川 喜正 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（挨拶）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

7番 林委員、13番 亀山委員、14番 森委員、19番 田下委員の4名ですので、ご報告をさせていただきます。それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

10番 松永委員、11番 足立委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めると言うものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、東田原南交差点から北に500mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2, 769㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農業経営が非効率なため交換したいというもの。

譲受人は、交換し農業経営の効率化を図りたいというものでございます。

2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、東田原南交差点から北に400mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2, 265㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農業経営が非効率なため交換したいというもの。  
譲受人は、交換し農業経営の効率化を図りたいというものでございます。

### 3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は、稲口グラウンドから南に 300 m 及び 500 m に位置する  
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2 筆 3,094 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

### 4 番の案件

位置図は 4 ページになります。

申請地は、倉知保育園から西に 200 m に位置する  
農振農用地区域外の登記地目 田、現況地目 畑 286 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、なすを栽培するという内容になっています。

### 5 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は、市立金竜小学校から東に 300 m に位置する  
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 59 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜を栽培するという内容になっています。

### 6 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は、側島公民館より西に 100 m に位置する  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2 筆 826 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜を露地栽培するという内容になっています。

#### 7番の案件

位置図は7ページになります。

申請地は、市立武儀小学校から東に400mに位置する  
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2筆 964㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻を行いたいという内容になっています。

以上、7件について、ご審議をお願いします。

#### ○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

#### ○2番（河村 清孝 君）

問題ありません。

#### ○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

#### ○4番（吉田 忠男 君）

問題ありません。

#### ○議長（丹羽 英治 君）

4番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

#### ○8番（後藤 信一 君）

こちらは、先月から持ち越された案件になります。

譲受人は、トラクターと田植え機を所有しているということですが、なすの栽培については、詳しくは知りませんが、先月の件も含めて、少し営農に心配があります。

#### ○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、本日欠席されました、亀山委員から意見は無い旨を伺っております。

す。

6番の案件につきまして、本日欠席されました、森委員から意見は無い旨を伺っております。

7番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特に問題はありませんが、去年、付近で農地を購入されて、田を作っただけでしたが、雑草が伸びてしまい、収量があまりないようで、熱意を持って耕作されているようではないと思われました。遊休農地ではないので、問題はないと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございせんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。  
よって、議案第1号7番は、許可することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は8ページになります。

申請地は、市立金竜小学校から南西に500mに位置する

登記地目 田、現況地目 雑種地 477㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、平成7年頃より、地域住民のためのゲートボール場となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は9ページになります。

申請地は、横腰集会所から西に400mに位置する

登記・現況地目 田 5筆 4,056㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、農地の嵩上げ及び搬出搬入路（一時転用）でございます。

申請人は、嵩上げして、畑地として利用したいというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

3番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は、飛瀬集会所から北西に100mに位置する

登記・現況地目 畑 139㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は 一般個人住宅（駐車場）でございます。

申請人は、自己用住宅の駐車場として利用する というものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3件について ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、本日欠席されました、亀山委員から意見は無い旨を伺っております。

2番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○16番（長尾 始 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めると言うもので  
す。

1番の案件

議案は4ページ、位置図は11ページになります。

申請地は、田原下水処理場から南西に200mに位置する

登記・現況地目 畑 56㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えま  
す。

事業計画変更1番と同時許可案件になります。

2番の案件

位置図は12ページになります。

申請地は、天神公民センターから南に200mに位置する

登記・現況地目 田 1,445㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（7区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地の造成及び分譲に関する事業等を営んでおり、宅地分譲（7区画）として使用  
するというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要でありま  
す。

### 3 番の案件

位置図は 13 ページになります。

申請地は、稲口グラウンドから南東に 600 m に位置する

登記地目 田 現況地目 畑 558 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、土木建築工事業資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、土木建築工事の施工業等を営んでおり、資材置場として使用するというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

### 4 番の案件

位置図は 14 ページになります。

申請地は、関郵便局から南に 300 m に位置する

登記・現況地目 田 370 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 5 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 15 ページになります。

申請地は、倉知保育園から西に 200 m に位置する

登記地目 田、現況地目 雑種地 2筆 276 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、農業用倉庫でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業用倉庫として使用するというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、令和7年11月より雑種地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 6 番の案件

位置図は 16 ページになります。

申請地は、倉知西交差点から北に 300 m に位置する

登記地目 田、現況地目 宅地 2 筆 149 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（物置）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産の管理業等を営んでおり、共同住宅の物置として使用するというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、平成15年3月より共同住宅敷地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 7 番の案件

位置図は 17 ページになります。

申請地は、関市役所から北に 200 m に位置する

登記・現況地目 田 150。m<sup>2</sup>

農地の区分は、市役所から 300 m 以内にある農地であるため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的はガス事業整圧器施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、ガス事業等を営んでおり、ガス事業整圧器施設として使用するというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 8 番の案件

議案は 6 ページ、位置図は 18 ページになります。

申請地は、市立瀬尻小学校から北に 300 m に位置する

登記地目 畑、現況地目 畑一部雑種地 277 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね 500 m 以内に 2 つの教育施設があるため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用の住宅として使用するというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、平成10年以前より一部貸駐車場となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 9番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は、市立西部保育園から東に100mに位置する

登記・現況地目 畑 895㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、再生可能エネルギー発電事業等を営んでおり、太陽光発電施設として使用するというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 10番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は、千疋橋から北に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 調整池 229㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、調整池でございます。

譲受人は、生コン製造販売等を営んでおり、破産物件を取得し、調整池として使用するというものでございます。

11月12日に現地を確認したところ、平成9年頃から調整池となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないもの と考えます。

#### 11番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は、板取白谷体育館から北に100mに位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 361㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅の駐車場及び庭として使用するというものでございます。

1 1月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。  
申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。  
事業計画変更3番と同時許可案件になります。

#### 1 2番の案件

議案は7ページ、位置図は22ページになります。  
申請地は、市立武芸小学校から西に200mに位置する  
登記地目 田、現況地目 雑種地 63㎡。  
農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。  
転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。  
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。  
譲受人は、自己用住宅の駐車場として使用するというものでございます。

1 1月12日に現地を確認したところ、昭和60年頃より駐車場となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。  
申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 1 3番の案件

位置図は23ページになります。  
申請地は、道の駅むげ川から東に300mに位置する  
登記・現況地目 畑 129㎡。  
農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%をこえているため、第3種農地と考えます。  
転用の目的は、機械部品加工業駐車場でございます。  
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。  
譲受人は、機械部品加工業等を営んでおり、駐車場として使用するというものでございます。  
1 1月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。  
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。  
以上、13件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番、3番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番、5番、6番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

4番、6番については問題ありません。

5番については、先月からの持ち越し案件になりますが、以前は稲作を行うということでしたが、農業用倉庫を建てるということで申請が出てきていますが、現場を見るに、やむを得ないかと思えます。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9番（尾口 文良 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9番、10番の案件につきまして、本日欠席されました、亀山委員から意見は無い旨を伺っております。

11番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

申請地は、宅地のまま農地、家庭菜園として利用されるということでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

そうです。

○18番（日置 香 君）

分かりました。特に問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

12番、13番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、意見は無い旨を伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
賛成多数と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1番の案件

議案は8ページ、位置図は24ページになります。

申請地は、田原下水処理場から南西に200mに位置する

現況地目 畑 56㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

譲渡人は、一般個人住宅を計画していましたが、申請地よりも利便性の高い土地を見つけたため、転用する必要性がなくなりました。今回、譲受人から一般個人住宅として利用したいとの申出を受けたための事業計画変更であります。

5条申請1番と同時承認案件になります。

## 2番の案件

位置図は25ページになります。

申請地は、板取白谷体育館から北に100mに位置する

現況地目 雑種地 976㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

事業者は、土木、建築工事請負業務等を営んでおり、1,337㎡の駐車場及び資材置場を計画していたが、物価高騰により、造成費用が上がり、経営を圧迫するため、976㎡に縮小する事業計画変更です。

## 3番の案件

議案は9ページ、位置図は26ページになります。

申請地は、板取白谷体育館から北に100mに位置する

現況地目 雑種地 361㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

事業計画変更2番で面積を縮小し、発生した残地361㎡を、承継人から自己用住宅の駐車場及び庭として使用貸借したいとの申出があったための事業計画変更です。

5条申請11番と同時承認案件になります。

以上、3件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第4号につきまして、一括して採決を行います。

原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第5号 農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めると言うものです。

議案は、10ページになります。

貸借権設定に関するものについて、

新規が武芸川地区で7筆 4,955㎡、肥田瀬地区で1筆 2,606㎡、洞戸地区で11筆 8,740㎡でございます。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。

続いて、議案第6号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

関農業振興地域整備計画の変更について農林課より説明いたします。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

まず、農振除外の概要についてご説明します。6要件があります。

1号要件では、必要性、適当性、代替性について、2号要件では、地域計画の適合性、3号要件では、土地の位置について、4号要件では、認定農業者等の担い手の集積計画への支障について、5号要件では、水路等の農業用設備に影響がないか、6号要件では、土地改良事業が完了してから8年経過しているか、これらの6要件を踏まえて、ご意見を頂戴することになります。

この中でも、1号要件の、必要性について、緊急性はあるか、適当性について、面積が過大ではないか、代替性はどうかという点を中心にご説明いたします。

まず、地区別各筆調書1ページをご覧ください。

こちらは、土地の所在、除外理由、土地所有者、転用事業者などが記載されております。  
次に、別冊の各筆調書 2 から 4 ページをご覧ください。

2 ページが位置図、3 ページが周辺農地の状況が記載されておまして、農地は青色で示されています。4 ページは土地利用計画図です。

それでは、資料に沿って詳細をご説明いたします。

富岡地区 整理番号 1 番について、ご説明します。

富岡公民センターから南東に 400 m の農地 233.47 m<sup>2</sup> になります。

除外理由は「一般個人住宅」になります。

農振農用地からの除外後の農地区分は、概ね 10 ha 以上の農地であるため、第 1 種農地と見込まれます。農地法の許可基準については、集落に接続しており農地転用の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1 号要件について、申出では、必要性について、子供が生まれアパートが手狭になってきたことから、新たな住宅が必要。

適当性について、木造平屋建て住宅 58 m<sup>2</sup>、駐車場 2 台 30 m<sup>2</sup>、庭 30 m<sup>2</sup>。

代替性について、今後、農地を耕作・管理するため、農地の近隣で土地を検討したが条件にあう土地はなかったとしています。

6 要件を満たし、特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えています。

富岡地区 整理番号 2 の除外申出になります。

地区別各筆調書は 1 ページ、位置図は 5 から 7 ページになります。肥田瀬島集会場から南東に 500 m の農地 1,703 m<sup>2</sup> になります。

除外理由は「金属加工業工場駐車場」になります。

農振除外後の農地区分は、10 ha 未満の農地であるため、第 2 種農地と見込まれます。

農地法の許可基準については、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1 号要件について、申出では、必要性について、現在、自動車部品工場を経営しており、事業拡張に伴い、駐車場が手狭になってきた。令和 8 年 11 月には新規雇用および新規導入予定のため車両の駐車場が必要である。

適当性について、駐車場 50 台以上の面積が必要。

代替性について、道路から出入り可能であること、住宅地周辺ではないことなどを条件に代替地を検討したが、他に条件に合う土地はなかったとしています。

6 号要件について、肥田瀬用水の県営かんがい排水事業は、令和 5 年度に着手され令和 7 年度に完了予定です。県の同意基準では「土地改良事業等の実施中の土地でないこと」とされていますが、今年度、県へ確認したところ、当該土地改良事業の開始時点から事業終了までに、土地改良事業の受益地から除外された場合は 6 号要件を満たすとの回答が得られました。申

出地は、既に土地改良事業の受益地から除外されており、肥田瀬用水土地改良区からの同意書が添付されています。

6要件を満たし、特に問題はなく農振除外しても差し支えないと市では考えています。

田原地区 整理番号3の除外申出になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図は9から11ページになります。

田原グラウンドから北に50mの農地552㎡になります。

除外理由は「農家住宅・農業用倉庫」になります。

農振除外後の農地区分は、概ね10ha以上の農地であるため、第1種農地と見込まれます。

農地法の許可基準について、集落に接続していることから、農地転用の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、子供が生まれアパートが手狭になってきたことから新たな住宅が必要。

適当性について、住宅127㎡、駐車場3台48㎡、庭62㎡、農業用倉庫64㎡、作業スペース67㎡。

代替性について、今後、農地を耕作・管理するため、農地の近隣で土地を検討したが条件にあう土地はなかったとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと市では考えています。

田原地区 整理番号4の除外申出になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図は12から14ページになります。

野田集会場から西に300mの農地812㎡になります。

除外理由は「駐車場」になります。

農振除外後の農地区分は、10ha未満の農地であるため、第2種農地と見込まれます。

農地法の許可基準について、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えています。

1号要件について、申出では、必要性について、転用事業者は申請地西側にアパートを2棟経営しており、これまで学生を対象に入居者を募集していましたが、来年度から周辺工場の従業員を対象に入居者を募集することから駐車場が必要。

適当性について、駐車場31台分812㎡、既存の駐車場と合計すると48台です。

代替地について、入居者の利便性のため、アパートより徒歩1分圏内80m以内であること、道路に面しており、乗り入れが容易であることを条件に、近隣で土地を検討した結果、条件にあう土地はなかったとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく農振除外しても差し支えないと市では考えています。

田原地区、整理番号5の除外申出になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図は15から17ページになります。田原グラウンドから北東に300mの農地402㎡になります。

除外理由は「農家住宅」になります。

農振除外後の農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と見込まれます。農地法の許可基準について、集落に接続していることから、農地転用の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えています。

1号要件について、申出では、必要性について、現住居の一部が、農振地域のまま土地改良の換地処分がされていた事が判明した。一体利用地と合わせて、842㎡の宅地部分と農用地を明確に区分し、耕作を継続するため。

適当性について、居宅、倉庫、車庫を必要としており、農家住宅としての規模としては過大ではない。

代替性について、宅地と一体利用の農家宅地敷地であるため、他に条件にあう土地はなかったとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく農振除外しても差し支えないと市では考えています。

田原地区、整理番号6の除外申出になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図は18から20ページになります。迫間公民センターから東に900mの農地1,486㎡になります。

除外理由は「蓄電池システム」になります。

農振除外後の農地区分は、10ha未満の農地であるため、第2種農地と見込まれます。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、土地所有者は相続にて取得したが、農業経営が困難になり現在休耕状態であるため、有効利用を希望している。

適当性について、蓄電池システムは蓄電池ユニット、変換装置、キュービクル式高圧受電装置、制御盤、防災設備等を配置する。これらを配置するには1,300から1,500㎡が必要。

代替性について、効率的な送電受電を行うには、既存の高圧送電線または変電設備から至近距離であること。

工事費や送電ロスを最小限におさえるため。

安全な設置メンテナンスのため平坦地であること。

蓄電池システムの外観や機器音が周辺住民に与える影響を最小限にするため住宅密集地から一定の距離を確保する必要があるとしています。

1号要件について、蓄電池は全国どこでも、農振農用地以外の土地でも、設置できる施設であることから、農振法第13条第2項第1号の代替性である、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難という要件を満たさないと考えています。

また、必要性における緊急性である、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であることにも該当しないと考えられるため、農振除外の要件を満たさないと市では考えています。

以上、A地区の除外、6件について、ご審議お願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、議案第6号A地区の除外6件について、順に採決いたします。

1番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第6号1番は「意見無し」と回答することに決しました。

2番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第6号2番は「意見無し」と回答することに決しました。

3番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第6号3番は「意見無し」と回答することに決しました。

4番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第6号4番は「意見無し」と回答することに決しました。

5番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第6号5番は「意見無し」と回答することに決しました。

6番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第6号6番は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、説明を求めます。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

B・C地区10件について説明いたします。

関地区、整理番号7の除外申出になります。地区別各筆調書は1ページ、位置図は22から2

4 ページになります。稲口公民センターから南に 600 m の農地 1,927 m<sup>2</sup>になります。除外理由は「建築条件付き分譲住宅」になります。

農振除外後の農地区分は、10 ha 未満の農地であるため、第2種農地と見込まれます。農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、土地所有者が農地を維持管理することが困難であること。また、稲口地域での住宅需要が多いため。

適当性について、1区画の住宅は55 m<sup>2</sup>、駐車場スペース2台分30 m<sup>2</sup>で7区画分約1,600 m<sup>2</sup>から2,000 m<sup>2</sup>の分譲地を計画しています。

代替地について、周辺に日用品等を購入するための店舗、医療機関があること、また勤務先が市外・県外のニーズに応えるため、高速道路インター付近など他に条件に合う土地はなかったとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えています。

下有知地区、整理番号8の除外申出になります。地区別各筆調書は1ページ、位置図は26から28ページになります。中央集会場から西に50 m の農地69 m<sup>2</sup>になります。

除外理由は「道路」になります。

農振除外後の農地区分は、10 ha 未満の区域内であるため、第2種農地と見込まれます。農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えています。

1号要件について、申出では、必要性について、農作業のための管理道として利用する必要があるため。

適当性について、農地へ行き来するための管理道が、農振地域のまま土地改良の換地処分がされていた事が判明した。

代替地について、土地改良施工時に建設された道であり、今後、農業に従事するため農業用倉庫の近隣で土地を検討したが、条件にあう土地はないとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく農振除外しても差し支えないと市では考えます。

小金田地区、整理番号9の除外申出になります。地区別各筆調書は2ページ、位置図は30から32ページになります。下白金公民センターから南に50 m の農地34 m<sup>2</sup>になります。

除外理由は「一般個人住宅」になります。

農振除外後の農地区分は、10 ha 未満の農地であるため、第2種農地と見込まれます。農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、現在、自宅敷地として申出地を利用している。

適当性について、平成7年に建設した517 m<sup>2</sup>の宅地の一部34 m<sup>2</sup>が、農振地である事が判

明した。

代替地について、既に宅地として使用しており、本件申出地に隣接している必要があるため、他に条件にあう土地はなかったとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく農振除外しても差し支えないと市では考えています。

小金田地区、整理番号10の除外申出になります。地区別各筆調書は2ページ、位置図は33から35ページになります。白金水源地から南東に100mの農地370㎡になります。

除外理由は「駐車場」になります。

農振除外後の農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と見込まれます。農地法の許可基準について、集落に接続しており、制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、現在、お寺が所有する駐車場が無く、使用貸借にて20台分の駐車場を借用している。お寺の行事の際には、檀家38名に対して駐車場が不足している。

適当性について、不足している14台分の駐車場350㎡から500㎡が必要であり、駐車場としての規模としては過大ではない。

代替地について、お寺から100m以内、道路に面している事を条件に代替地を検討したが、他に条件に合う土地はなかったとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えています。

千疋地区、整理番号11の除外申出になります。地区別各筆調書は2ページ、位置図は37から39ページになります。

除外理由は「一般個人住宅」になります。

西部ふれあいセンター別館から北に200mの農地293㎡になります。農振除外後の農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と見込まれます。農地法の許可基準について、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えています。

1号要件について、申出では、必要性について、子供が生まれアパートが手狭になってきたことから、新たな住宅が必要

適当性について、住宅67㎡、駐車場3台分41㎡、庭が必要であり、過大ではない。

代替性について、今後、農地を耕作・管理するため、農地の近隣で土地を検討したが、条件にあう土地はなかったとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えています。

保戸島地区、整理番号12の除外申出になります。地区別各筆調書は2ページ、位置図は41から43ページになります。保戸島グラウンドから南西に500mの農地2,651㎡にな

ります。除外理由は「自動車販売業駐車場」になります。

農振除外後の農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と見込まれます。農地法の許可基準について、既存施設の1/2以内の拡張であるため、農地転用の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、自動車販売事業の拡大に伴い、取扱車両が増加し、待機用の駐車場が不足するため。

適当性について、140台分の駐車場2,500㎡から3,000㎡が必要。

代替地について、既存施設の待機用駐車場と配車センター施設の間で、一体的に車両運搬を行う為、土地を検討したが、条件にあう土地はなかったとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく農振除外しても差し支えないと市では考えています。

保戸島地区、整理番号13の除外申出になります。地区別各筆調書は2ページ、位置図は44から46ページになります。保戸島公民センターから南東に300mの農地353㎡になります。除外理由は「金属加工業駐車場」になります。

農振除外後の農地区分は、10ha未満の農地であるため、第2種農地と見込まれます。農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

申出では、

必要性について、自社工場増設に伴い、現在敷地内に設置している専用駐車場を移設する必要がある為。

適当性について、従業員専用駐車場10台分と来客用駐車場4台分の計14台分。

代替性について、自社工場周辺100m圏内で土地を検討したが、条件にあう土地はなかったとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく農振除外しても差し支えないと市では考えています。

西地区、整理番号14の除外申出になります。地区別各筆調書は2ページ、位置図は48から50ページになります。広見公民センターから北に300mの農地5,637㎡になります。除外理由は「織物製造業工場及び倉庫」になります。

農振除外後の農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と見込まれます。農地法の許可基準について、当該施設において、農業従事者の雇用割合を3割以上とするとしていることから、農地転用の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、鉄道関連の内装材製造業を営んでおり、仕事量が増え、現在の工場だけでは手狭になってきていること、また、製品を保管するための倉庫不足してきたため、工場と倉庫の建設が必要。

適当性について、工場2,000㎡、倉庫900㎡、駐車場36台分540㎡、フォークリフ

ト2台分30㎡、運搬車両の搬出搬入スペース650㎡。

代替性について、既存工場と一体的に運用・運搬を行う為、近隣で代替地を検討したが、大型車両の乗り入れ、十分な倉庫・駐車場スペースの確保等で条件にあう土地はなかったとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく農振除外しても差し支えないと市では考えています。

西地区、整理番号15の除外申出になります。地区別各筆調書は2ページ、位置図は51から53ページになります。広見インターから西に300mの農地1,097㎡になります。

除外理由は「蓄電池システム」になります。

農振除外後の農地区分は、広見インターから300m以内にある農地であるため、第3種農地と見込まれます。農地法の許可基準について、第3種農地であるため、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、土地所有者は相続にて取得したが、農業経営が困難になり、現在休耕状態であるため、有効利用を希望している。

適当性について、蓄電池システムは蓄電池ユニット、変換装置、キュービクル式高圧受電装置、制御盤、防災設備等を配置する。これらを配置するには1,000から1,500㎡が必要。

代替性について、効率的な送電受電を行うには、既存の高圧送電線または変電設備から至近距離であること。

工事費や送電ロスを最小限におさえるため。

安全な設置メンテナンスのため平坦地であること。

蓄電池システムの外観や機器音が周辺住民に与える影響を最小限にするため住宅密集地から一定の距離を確保する必要があるとしています。

蓄電池は全国どこでも、農振農用地以外の土地でも、設置できる施設であることから、農振法第13条第2項第1号の代替性である、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難という要件を満たさないと考えます。

また、必要性における緊急性である、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であることにも該当しないため、農振除外の要件を満たさないと考えています。

西地区、整理番号16の除外申出になります。地区別各筆調書は2ページ、別添5から7ページ、位置図は54から56ページになります。

広見インターから東に300mの農地46,910.48㎡になります。

除外理由は「医療機器製造業工場」になります。

農振除外後の農地区分は、広見インターから300m以内にある農地は、第3種農地、それ以外の農地は概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と見込まれます。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、隣接する土地の一体

利用全体面積のうち1種農地が3分の1以内であるため、農地転用の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性・緊急性について、〇〇は、従来のカミソリに加え、医療機器の生産に重点を置いた事業展開を打ち出しており、医療機器の需要が急速に増加しています。この成長分野に対応するため、新たな生産拠点の整備は必要不可欠です。医療機器生産に適した環境及び生産フローの整備が急務となっております。

適当性について、医療機器製造工場23,850㎡、駐車場400台8,000㎡、道路・緑地等の土地が必要となります。

代替性について、製品の国内外への出荷を行う事業所であるため、インターチェンジ付近であること、また、刃物製造に欠かせない水の利用を地下水で賄うため、大規模な河川に近いことなどを条件に代替地を検討しましたが、これらの条件を満たす土地は見つからなかったとしています。

1から6号までは、特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えています。以上、B、C地区の除外、10件について、ご審議お願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

7番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第6号7番は「意見無し」と回答することに決しました。

8番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第6号8番は「意見無し」と回答することに決しました。

9番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第6号9番は「意見無し」と回答することに決しました。

10番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号10番は「意見無し」と回答することに決しました。

11番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号11番は「意見無し」と回答することに決しました。

12番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号12番は「意見無し」と回答することに決しました。

13番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号13番は「意見無し」と回答することに決しました。

14番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号14番は「意見無し」と回答することに決しました。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

意見なしというのは、事務局の判定としては、1号要件を満たさないため、除外を認めないということですが、そのことに対して意見はありますかということです。先ほどの6番も同じです。

○議長（丹羽 英治 君）

15番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号15番は「意見無し」と回答することに決しました。

16番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号16番は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、説明を求めます。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

DからH地区8件について説明いたします。

洞戸地区、整理番号17の除外申出になります。地区別各筆調書は3ページ、位置図は58から60ページになります。洞戸片集会場から南東に30mの農地656㎡になります。

除外理由は「金属加工業福祉厚生施設」になります。

農振除外後の農地区分は、10ha未満の農地であるため、第2種農地と見込まれます。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、一体利用地である宿泊施設を中心に、社員の福利厚生施設キャンプ場・駐車場・物置を設置し、従業員の心の健康及び労働意欲の向上を図るため。

適当性について、駐車場6台分150㎡、物置100㎡、野外活動場400㎡。

代替性について、一体利用地である宿泊施設を中心に周辺の土地も検討しましたが、条件を満たす土地は見つからなかったとしています。

1から6号までは、特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えています。

洞戸地区、整理番号18の除外申出になります。地区別各筆調書は3ページ、位置図は61から63ページになります。縄文橋から北に100mの農地221㎡になります。

除外理由は「キャンプ場駐車場」になります。

農振除外後の農地区分は、10ha未満の農地であるため、第2種農地と見込まれます。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、板取川キャンプ場の夏場は来場者が多く、駐車場が不足する事があるため。

適当性について、駐車場9台分の土地が必要であり、適切な規模と思われます。

代替性について、キャンプ場周辺の他の土地も検討され、代替地を検討しましたが、条件を満たす土地は見つからなかったとしています。

1から6号までは特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えます。

洞戸地区、整理番号19の除外申出になります。地区別各筆調書は3ページ、位置図は64から66ページになります。

除外理由は「飲食サービス業駐車場・通路」になります。

黒谷集会場から南に20mの農地155㎡になります。農振除外後の農地区分は、10ha未満の農地であるため、第2種農地と見込まれます。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、現在喫茶店を営んでおり、従業員及び利用者

が増えたこと、また現在利用している駐車場の賃貸借契約が解除されるため、新たな駐車場が必要です。

適当性について、来客用駐車場4台、従業員用駐車場2台と計6台分の土地が必要であり、適切な規模と思われます。

代替性について、喫茶店周辺の他の土地も検討され、代替地を検討しましたが、条件を満たす土地は見つからなかったとしています。

1から6号までは特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えています。

板取地区、整理番号20の除外申出になります。地区別各筆調書は3ページ、位置図は68から70ページになります。板取駐在所から南に400mの農地281㎡になります。

除外理由は「林業サービス業駐車場」になります。

農地の区分は、10ha未満の農地であるため、第2種農地と見込まれます。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えられます。

1号要件について、申出では、必要性について、現在林業サービス業を営んでおり、従業員が増えたこと、また現在利用している駐車場の賃貸借契約が解除されるため、新たな駐車場が必要です。

適当性について、従業員・来客用駐車場7台分の土地が必要であり、適切な規模と思われます。

代替性について、林業サービス業事務所周辺の他の土地も検討され、代替地を検討しましたが、条件を満たす土地は見つからなかったとしています。

1から6号までは特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えられます。

板取地区、整理番号21の除外申出になります。地区別各筆調書は3ページ、位置図は71から73ページになります。モネの池から北西に100mの農地271㎡になります。

除外理由は「店舗及び駐車場」になります。

農振除外後の農地区分は、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と見込まれます。農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えています。

1号要件について、申出では、必要性について、店舗で菓子類を販売し車内で飲食するタイプの店舗を計画しており、隣接地を一体利用地として店舗経営を計画しています。

適当性について、隣接する一体利用地と含めて従業員・来客用駐車場10台分と9.9㎡のコンテナ式の店舗を設置する必要があり適切な規模と思われます。

代替性について、国道沿い周辺で間口が広く車両の乗り入れが容易であることを条件に他の土地も検討されましたが、条件を満たす土地は見つからなかったとしています。

1から6号までは特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えます。

武儀地区、整理番号22の除外申出になります。地区別各筆調書は3ページ、位置図は75から77ページになります。雁曾礼集会場から南に200mの農地261㎡になります。

除外理由は「山林」になります。

令和7年5月8日に農業委員会にて、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断された土地であるため、農振除外するものです。

武儀地区、整理番号23の除外申出になります。地区別各筆調書は3ページ、位置図は78から80ページになります。中之保集会場から北東に300mの農地495㎡になります。

除外利用は「金属製造業資材置場」になります。

農振除外後の農地区分は、10ha未満の農地であるため、第2種農地と見込まれます。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件について、申出では、必要性について、申出地から西へ800mにある金属製造業の本工場が、事業業増加に伴い、パレット置場が不足しているため。

適当性について、パレット置場435㎡、進入路60㎡が必要であり、過大ではなく適切な規模と思われます。

代替性について、本工場近隣300m以内で他の土地も検討されましたが、条件を満たす土地は見つからなかったとしています。

今回の申出地を除外した場合、南側に農地が一筆残る状況となります。

通常、農地の分断は、農作業の効率性や土地の利用集積に悪影響を及ぼす可能性がありますが、残る一筆の農地の地権者からは、今回の農振除外について承諾を得ております。その農地では果樹を栽培されており、規模も小さいため、今回の除外による影響はないと考えます。

1から6号までは特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えます。

上之保地区、整理番号24の除外申出になります。地区別各筆調書は3ページ、位置図は82から84ページになります。名倉橋から南東に100mの農地262.91㎡になります。

除外理由は一般個人住宅になります。

農振除外後の農地区分は、10ha未満の農地であるため、第2種農地と見込まれます。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討していることから、転用許可の見込みがあるものと考えられます

1号要件について、申出では、必要性について、昭和初期から宅地利用しており、今後も同様に利用を継続したい。

適当性について、木造平屋建て住宅、駐車場、庭が造成されており、始末書が添付されております。

代替性について、既に造成されており、利用されていることから、本件申出地以外に土地は存在しないとしています。

6要件を満たし、特に問題はなく、農振除外しても差し支えないと市では考えます。  
以上、DからH地区の除外、8件について、ご審議お願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

17番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号17番は「意見無し」と回答することに決しました。

18番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号18番は「意見無し」と回答することに決しました。

19番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号19番は「意見無し」と回答することに決しました。

20番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号20番は「意見無し」と回答することに決しました。

21番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号21番は「意見無し」と回答することに決しました。

22番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号22番は「意見無し」と回答することに決しました。

23番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号23番は「意見無し」と回答することに決しました。

24番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号24番は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、説明を求めます。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

編入1件、用途区分変更2件について、ご説明します。

まず、小金田地区、編入になります。

地区別各筆調書は4ページ、位置図は86から88ページになります。

関市小金田地区の農地37㎡です。

令和6年8月27日に、農家住宅を除外目的として除外申出後、令和7年7月31日に459㎡農振除外となりましたが、建築面積が縮小された為、37㎡編入したいというものです。

続いて、小瀬地区、用途区分変更1番になります。

地区別各筆調書は4ページ、位置図は90から92ページになります。

関市小瀬地区の農地432.80㎡です。

平成11年5月12日に、農機具格納庫として500㎡を農地から農業用施設用地として用途区分変更しましたが、縮小され現況の農機具格納庫は67.20㎡の為、残地の農地432.80㎡を農業用施設用地から農地に用途区分変更したいというものです。

下有知地区、用途区分変更2番になります。

地区別各筆調書は4ページ、位置図は94から96ページになります。

関市下有知地区の農地1筆1,600㎡です。

農機具倉庫、農作業場、農機具置場1,600㎡を農地から農業用施設用地に用途区分変更したいというものです。

編入、用途区分変更について、問題ないと市は考えています。

以上、3件について、ご審議お願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、議案第6号の編入について、採決いたします。

編入1番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号編入1番は「意見無し」と回答することに決しました。

用途区分変更1番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号用途区分変更1番は「意見無し」と回答することに決しました。

用途区分変更2番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号用途区分変更2番は「意見無し」と回答することに決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○1番（安田 美雄 君）

本日の除外関係で質問なのですが、蓄電池の申請が2件ありましたが、こういったものなのでしょうか。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

電気の安い夜間に貯めておいて、その後売買するというもののようです。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和8年1月6日（火）午前9時30分より関市役所6階大会議室を予定しております。

農業委員・推進委員の任期が令和8年7月19日に満了するため、配布しました資料のとおり改選を行いますので、ご協力をお願いします。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）  
（挨拶）

午前 11 時 30 分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

---

⑩

10番

---

⑩

11番

---

⑩